

建築基準法第43条第2項第2号許可の同意に係る包括同意基準

令和3年(2021年)4月26日

包括同意基準

省令第10条の3第4項および防府市「建築基準法第43条第2項第2号許可の運用基準」(以下「運用基準」という。)に掲げる基準に適合するもののうち、下記に掲げる条件を満たすものについては、包括同意とすることができるものとする。

記

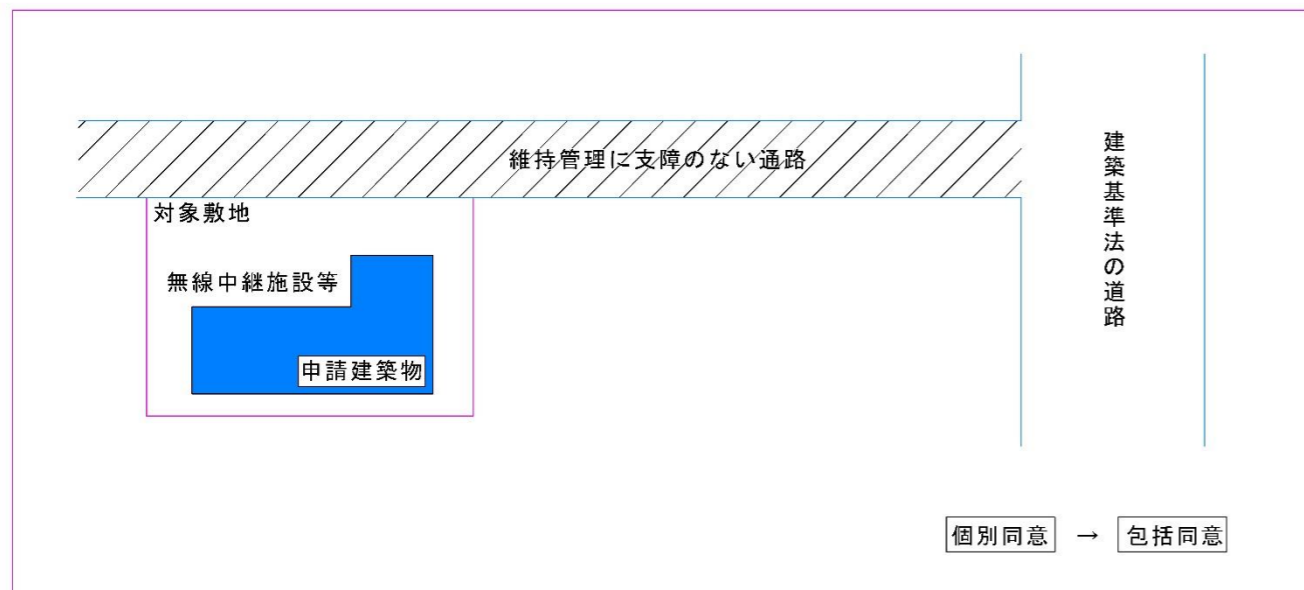
- (1) 省令第10条の3第4項第1号(防府市運用基準タイプ2)
 - (2) 省令第10条の3第4項第2号
 - (3) 省令第10条の3第4項第3号(防府市運用基準タイプ1)
- ※ 包括同意案件は、開発建築指導課建築指導室において許可にかかる事務処理を行い、処理後は速やかに建築審査会へ報告を行う。

1. 省令第10条の3第4項 第1号

その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空気を有する建築物であること。

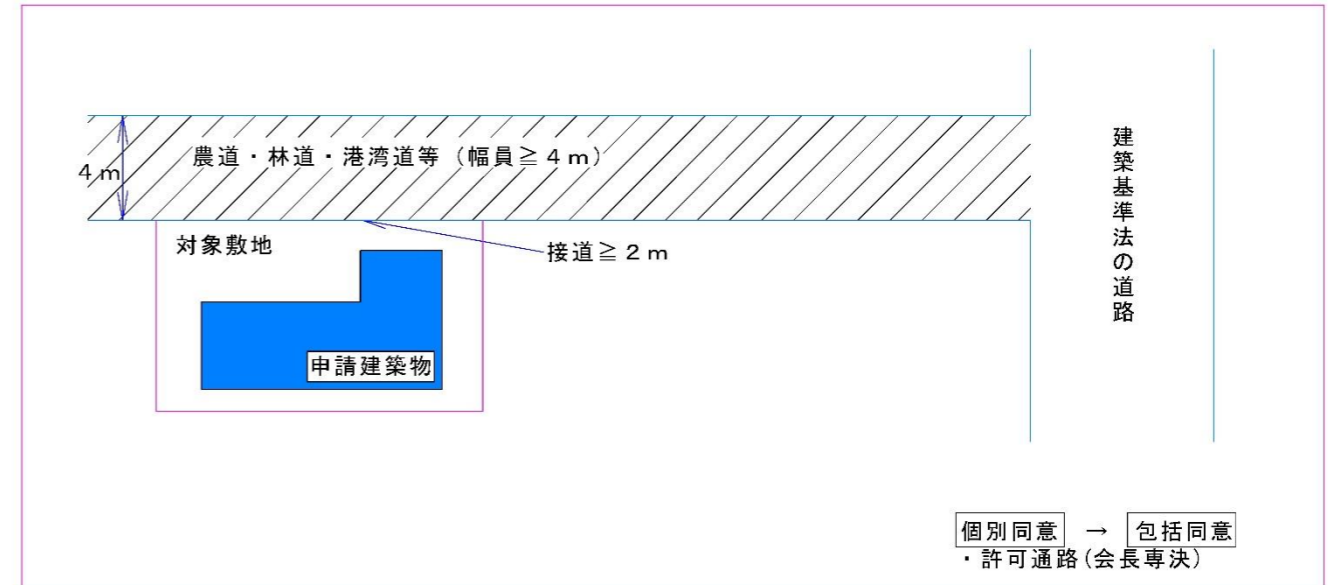
(防府市運用基準タイプ2の許可対象)

- (1) 無線中継施設等で、人の出入りが通常ないもの。
- (2) 山中で周囲にほとんど家屋がない。
- (3) 維持管理に支障がない通路に接している。



2. 省令第10条の3第4項 第2号

その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する建築物であること。



3. 省令第10条の3第4項 第3号

その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

(防府市運用基準タイプ1の許可対象)

幅員1.8m以上の通路に接している敷地

